

報酬等に関する事項

三井住友銀行グループおよび株式会社三井住友銀行

■当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1.対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

(1)対象役員の範囲

対象役員は、当期中に当行の取締役および監査役であった者としています。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

(2)対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当行の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額の報酬等を受ける者で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

①主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、株式会社関西アーバン銀行、株式会社みなと銀行、SMBC信用保証株式会社および欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

②高額の報酬等を受ける者の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、当行および当行の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび当行の過去3年間における役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当行役員の多くが、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

③当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当行および当行の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

2.対象役職員の報酬等の決定について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(「304ページ 2.対象役職員の報酬等の決定について」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(「305ページ 報酬等に関する方針について」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(「306ページ 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

1. 株式会社三井住友銀行(連結)における対象役職員の報酬等の総額

対象役職員の報酬等の総額(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	25	1,765	1,451	1,274	173	2	282	282	17	14
対象従業員等	74	5,981	2,978	2,764	209	3	2,702	2,702	—	300

(注)1.報酬額等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬383百万円(対象役員173百万円、対象従業員等209百万円)が含まれております。

3.変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬516百万円(対象役員100百万円、対象従業員等516百万円)が含まれております。

4.株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。

5.株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	平成26年8月15日から平成56年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	平成27年8月18日から平成57年8月17日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	平成28年8月15日から平成58年8月14日まで

6.上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成29年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	46	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	137	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	170	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	134	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	153	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	165	—

2.株式会社三井住友銀行(単体)における対象役職員の報酬等の総額

対象役職員の報酬等の総額(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	25	1,765	1,451	1,274	173	2	282	282	17	14
対象従業員等	74	5,981	2,978	2,764	209	3	2,702	2,702	—	300

- (注)1.報酬額等には主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。
 2.固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬383百万円(対象役員173百万円、対象従業員等209百万円)が含まれております。
 3.変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬516百万円(対象役員一百万円、対象従業員等516百万円)が含まれております。
 4.株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。
 5.株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。
 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	平成26年8月15日から平成56年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	平成27年8月18日から平成57年8月17日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	平成28年8月15日から平成58年8月14日まで

- 6.上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成29年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	46	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	137	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	170	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	134	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	153	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	165	—

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。